令和８年（フ）第５８３０号
東京都江戸川区一之江３丁目21―14　ジュリア一之江Ａ101
債務者　中村　和子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８３７号
東京都足立区西新井４丁目23―10
債務者　小林　香織
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８３９号
東京都杉並区和田２丁目２－７―104
債務者　英　かおる
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８９１号
東京都大田区南雪谷１丁目10―３―401
債務者　小笠原愛佳
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９３１号
東京都世田谷区等々力７丁目19―15―203
債務者　齊藤眞貴子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９３４号
東京都江戸川区平井３丁目４―12―1117
債務者　三代　正人
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９３５号
東京都板橋区中丸町13―９―202
債務者　伊勢　愛樹
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１０１号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目６番19号　カネマツ９番館　606号
債務者　松野　開世
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０２４号
大阪府八尾市恩智北町４丁目119番地　ビスタハイツ101号
債務者　佐藤　信哉
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２５３号
大阪市浪速区敷津西２丁目１番23―806号
債務者　石橋　詩織
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４３１号
大阪市住吉区殿辻１丁目６番９号　ＥＮコート　502号
債務者　井上　裕章
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５２３号
大阪市東淀川区大道南２丁目４番28号　ハイツ川　401号
債務者　塚本よし美（旧姓幸田）
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７３５号
大阪府八尾市高美町１丁目４番16号　ルフレ八尾
債務者　杉森　彩菜
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７４３号
大阪府東大阪市昭和町１番６号
債務者　和合祐未子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７５８号
大阪市西淀川区柏里３丁目11番３号　Ｐｒｅｍｉｕｍ　Ｓｏｌｅｉｌ塚本駅前602号室
債務者　小田久瑠斗
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部